議案第52号

三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年6月3日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例(平成22年三田市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及びこども」を「、こども及び高校生等」に改める。

第2条第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 高校生等 市内に住所を有する15歳に達する日の翌日以後の最初の4 月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をい う。

第2条第7号の次に次の1号を加える。

- (7)の2 高校生等保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で高校生等を 現に監護する者をいう。
- 第3条第1項中「及びこども保護者」を「、こども保護者及び高校生等保護者」 に改める。
- 第4条第1項各号列記以外の部分中及び第1号中「及びこども」を「、こども及び高校生等」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三田市子育て支援のための医療費の助成に関する 条例の規定は、施行日以降に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。